

# 適正な公共建築の発注のために

## 公共工事品確法と発注者支援

全国営繕主管課長会議

# 公共工事の品質問題と品確法

## 公共工事の品質問題

公共工事は、国民生活や経済活動の基盤となる社会資本を形成するものとして、社会経済上重要な意義を有しており、現在及び将来の国民のために適正な品質が確保されなければならないものです。しかし、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、低価格による入札が増えていることに伴い、専門工事業者や労働者へのしわ寄せ等による品質低下が懸念されています。

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（公共工事品確法）が施行されました。同法第8条1項に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）」（基本方針）においては、総合評価落札方式の普及促進と地方公共団体等への支援が謳われているところです。

発注者は、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合、発注関係事務を実施できる者の能力を活用するように努めることになっています。

### 公共工事品確法の概要

#### 目的

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定める事により、公共工事の品質確保の促進を図り、国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。

#### 基本理念

- ・経済性に配慮しつつ価格と品質が総合的に優れた内容の契約
- ・公共工事の品質は適切な技術又は工夫により確保
- ・民間事業者の能力を適正に評価して活用
- ・調査及び設計の品質確保

#### 発注者の責務

- ・発注関係事務を適切に実施
- ・職員の配置その他の体制の整備

#### 受注者の責務

- ・契約された公共工事を適切に実施
- ・必要な技術的能力の向上に努める

#### 基本方針

- 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するため、基本方針を定める。
- ・公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
  - ・公共工事の品質確保の促進のための施策に関する事項
  - ・基本方針の策定と施策の実施に関する関係行政機関の協力体制

#### 公共工事品確法のポイント

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
2. 『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換
3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

# こんなことで困っていませんか

## 発注関係事務を適切に実施するために

- ・複雑な機能の建築物の仕様書や設計図書を作成するとき
- ・予定価格の作成
- ・委託した設計のコスト管理の方法
- ・計画施設にふさわしい設計者を選定しようとするとき
- ・総合評価落札方式の適用の決定と実施手続き
- ・WTOの協定に基づく入札・契約手続き
- ・監督・検査基準の作成、監督・検査の実施

## 発注関係事務以外も適切に実施するために

- ・複雑又は高度な機能を有する建築物の基本構想の策定・基本計画の作成
- ・長期保全計画や施設特性に応じた保全マニュアルの作成
- ・事業採択時の事業評価（または事後評価）の実施
- ・新たな事業手法（PFI、ESCO等）の採用を検討したいとき

## 発注者支援に関する調査

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、全国2358市町村（回答数は1758市町村）を対象に発注者支援ニーズに関する調査を実施しました。

（平成17年12月）

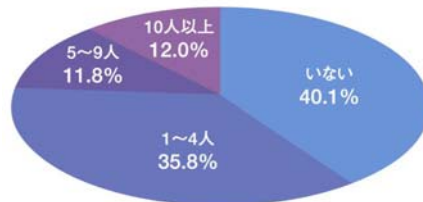
営繕関係職員のいない自治体数は706（40%）、1～4人が629（36%）です。

この技術職員のいない自治体では、仕様書の作成は設計事務所に委託し、大部分（70%）は設計審査を実施していません。

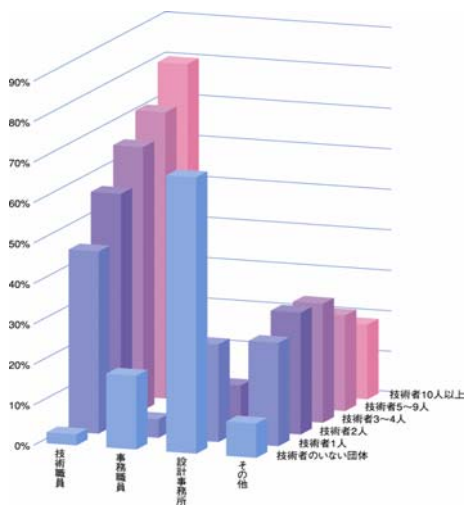
技術職員がいれば、技術職員が設計審査を行うことが多くなりますが（一人の団体で45%）、技術職員の少ない団体の半数以上が、仕様書作成で困ったことがあると回答しています（一人の団体では、60%、2人の団体では56%）。

この調査では、予定価格の作成、設計者選定、コスト管理、工事監理・検査などについても調べましたが、特に少数の技術者のいる団体では都道府県や国、あるいは公益法人等の支援を期待しているという結果を得ました。

## 営繕関係職員の数



## 仕様書及び設計図書の作成者



# 基本方針と「発注者支援」の仕組み

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定）では、次のことが求められています。

- 1 発注関係事務の適切な実施
- 2 技術的能力の審査の実施
- 3 技術提案の審査・評価の実施
- 4 中立かつ公正な審査・評価の確保
- 5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価
- 6 発注関係事務の環境整備
- 7 調査及び設計の品質確保
- 8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用



発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、国・都道府県及びそれ以外の者の能力を活用するよう努力することが求められています。  
発注関係事務を適切に実施することができる者の活用として、次の例が挙げられます。

## ① 国・都道府県による支援

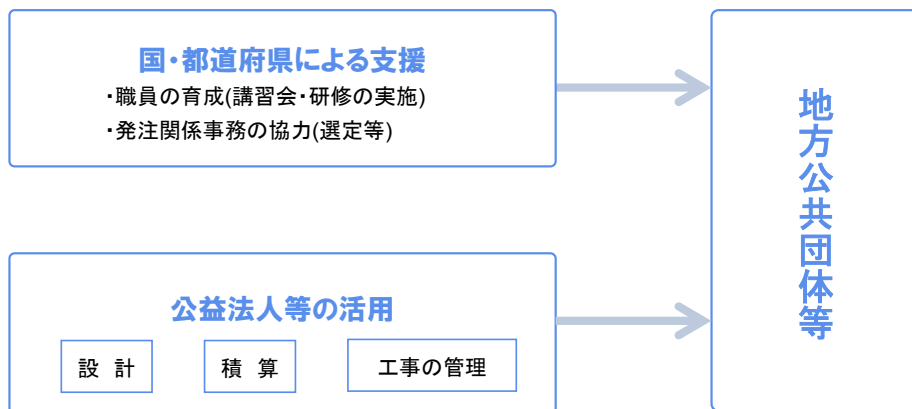
体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力活用を支援。

(例) 発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成（研修等）。

発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力（選定委員会等）。

## ② 国・都道府県以外の者の活用

当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事の管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。



# 公共工事(建築)の流れと発注者支援の例

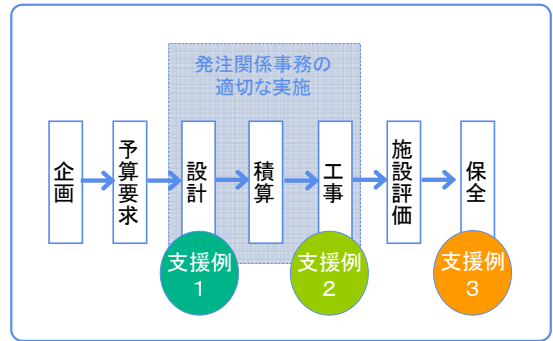
## 公共工事(建築)の流れ

公共建築物の整備は、右図のような業務の流れに沿って実施されています。この場合、関係法令に基づく、発注者、施設管理者としての責任の所在を適正に確保していくためにはどのような取扱いをしていくことが適切かという点を考慮の上、業務支援体制を検討していくことが大切です。

## 発注者支援

国や都道府県等が実施する発注者支援は、発注関係事務に係るものから、発注関係事務以外を対象としたものまで多岐に渡っています。

代表的な事例として、設計、工事、保全業務に関する支援例を紹介します。



公共工事(建築)の流れ

## 発注者支援の例 1

### 基本構想の策定及び設計者選定

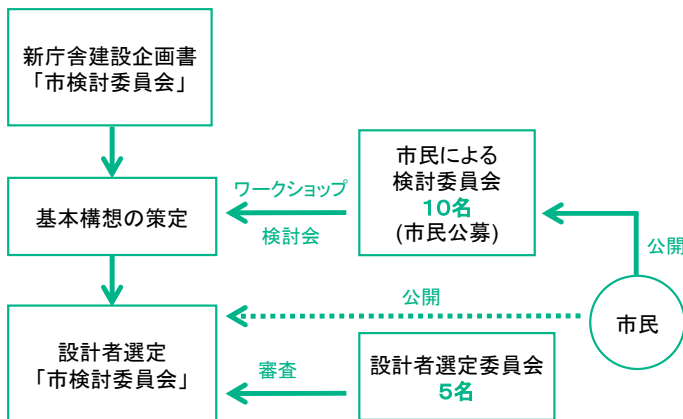
市民と行政との協働による庁舎基本構想の策定及び設計者選定

#### 庁舎基本構想の作成

「新庁舎建設企画書」に基づく基本構想の策定に際しての「市民による検討委員会」の運営等の支援

#### 設計者選定

公募内容、手続及び「設計者選定委員会」の運営等の支援



ワークショップの様子



公開審査風景

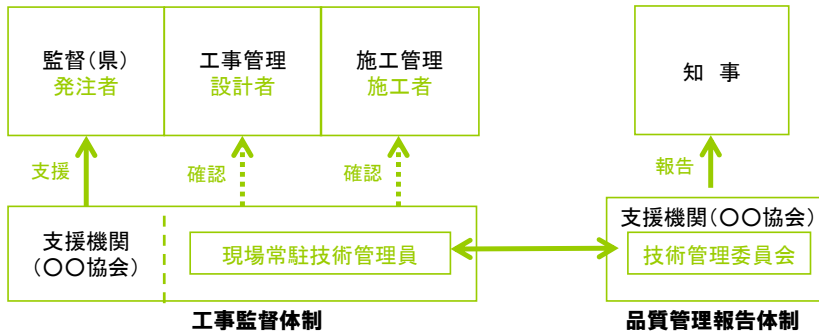
## 支援の効果

- ・〇〇市の方針である新たな公共建築整備のあり方について、市民と行政の協働による新庁舎づくりが可能となります。
- ・基本構想案の議会説明及び市民との対話等が順調に進められます。
- ・設計者選定の作業、公開による審査が、順調に進められます。

## ■低価格入札工事の重点管理

### 業務内容

当建設工事の品質確保を目的として、発注者と連携をとりつつ、総括的な監督を行う発注者及び、受注者である工事監理者・施工管理者とは異なる第三者機関としての公平な立場において、建築技術の観点から実施。



### 実施内容

現場常駐技術管理員による品質管理確認及び技術管理委員会の開催。

- 1) 技術管理委員会
  - ・本建築工事に関する品質管理業務報告の審査・承認
  - ・検査結果の確認
  - ・設計変更の確認
  - ・施工の進捗状況、施工の詳細記録をチェック
  - ・定期的な現場確認
- 2) 常駐技術管理員の品質管理業務
  - ・定例会議（現場定例会議・品質管理業務連絡会）参加
  - ・現場での施工状況の確認、現場試験・確認検査及び製作工場にて製品検査・性能試験の立ち会い



技術管理委員会の様子

### 技術管理員の実施業務

技術管理員は、施工前段階における施工体制や施工計画の確認作業の他、建設現場及び製作現場において工事の進捗にあわせた日常の立ち会いにより、施工品質に関する様々な確認作業を実施します。

委員会においては、工事監理者及び施工管理者に対して施工品質に関する数々の検討資料の他、データ・記録等の提出を要請し、詳細に分析した上で各委員からは広く専門的な意見を聴取します。それらの意見を受けて、一部計画段階に及ぶ公共建築として必要な要求品質が施工に反映されていることを確認したほか、施工品質を確保するための改善の指摘及び是正の確認作業を実施します。



現場確認状況

### 実施効果

これらの結果、低価格入札工事における品質確保という点において、当初の目的が達成され、同時に、第三者機関として実施する一連の確認作業を通じて、公共建築として必要な品質確保が技術的に達成されます。



## ■施設保全マニュアルの作成

多くの材料や複雑な設備で構成されている建築物を長く大切に使うためには、保全に関する知識の向上を図り、継続的に適正な保全業務が実施できるようにすることが重要です。

施設保全マニュアルは、新築や大規模な改修を行った建築物について、保全の方法や利用上の注意事項等を、技術的な経験が十分でない施設管理者の方にもわかりやすく、個々の建物に応じ作成したものです。

### 業務の内容

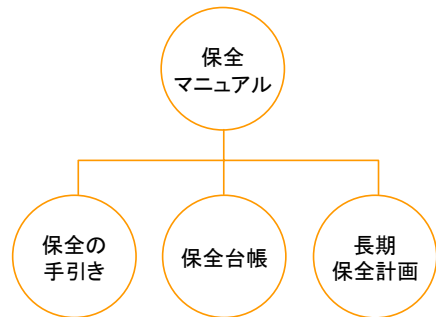
公的な病院の保全マニュアルの作成。

保全マニュアルは、「保全の手引き」「保全台帳」「長期保全計画」の3部で構成されています。

「保全の手引き」は、保全の必要性、保全の方法や程度、適正な保全を行わなかった場合の弊害等について、文章、図面、写真を用いてできるだけ平易な表現で記述しています。

「保全台帳」は、建築、電気設備、機械設備の各部位、機器等の仕様、数量等を台帳として整理し、施設の情報管理が容易になるようにしています。

「長期保全計画」は、長期間（30年間）にわたり定期点検、大規模更新等に必要と見込まれる費用を年度ごとにまとめたもので、計画的に各年次の予算確保に努めて実行することにより、効率的な保全の推進に役立てるものです。



保全マニュアルの構成

### 期待される効果

- ・施設管理を担当する事務職の方にもわかりやすい内容にまとめられ、適正な保全を行うための判断に役立ちます。
- ・人事異動等で散逸しがちな施設の情報を適切に記録、保存できます。
- ・病院の経営上、維持管理費、改修費の縮減に関心が高く、経費の効率的な節減に有効な資料となります。

## 他にもこのような支援が行われています

### 企画・設計・積算

- ・基本構想／基本計画作成（庁舎、図書館、研究所、スポーツ施設等）
- ・予算要求資料作成支援
- ・ESCO事業手法を活用した省エネルギー改修のための計画作成と事業者選定
- ・設計審査及び工事予定価格の作成
- ・設計VEの実施

### 工事・評価・保全

- ・設計施工一貫方式、総合評価落札方式等の事業者選定支援
- ・施設建設に係る監督・検査支援

### その他

- ・環境調和型建築設計指針検討など環境対策検討
- ・施設整備基準類の作成支援
- ・相談窓口の設置

# 問い合わせ先

発注者支援に関することがらについては、全国各地に相談窓口が設置されています。  
お気軽にご相談ください。

## 国及び関係法人

- 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課 TEL:03-5253-8111(内線 23223)
- 北海道開発局 営繕部 営繕調査官 公共建築相談窓口 TEL:011-709-2311(内線 5735)
- 東北地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口 TEL:022-225-2171(内線 5153)
- 関東地方整備局 営繕部 技術評価課 公共建築相談窓口 TEL:048-601-3151(内線 5452)
- 北陸地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口 TEL:025-280-8880(内線 5153)
- 中部地方整備局 営繕部 技術評価課 公共建築相談窓口 TEL:052-953-8194
- 近畿地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口 TEL:06-6942-1141(内線 5153)
- 中国地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口 TEL:082-221-9231(内線 5153)
- 四国地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口 TEL:087-851-8061(内線 5153)
- 九州地方整備局 営繕部 計画課 公共建築相談窓口 TEL:092-471-6331(内線 5153)
- 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 営繕課 公共建築相談窓口 TEL:098-866-0031(内線 5152)
- (社)公共建築協会 TEL:03-3234-4945
- (財)建築保全センター TEL:03-3263-0080
- (財)建築コスト管理システム研究所 TEL:03-3434-1530
- (社)中部建設協会 河川技術部建築課 TEL:052-962-9085
- (社)公共建築協会 中部地区事務局 TEL:052-243-0789

## 都道府県

- 北海道建設部建築局計画管理課 TEL:011-204-5593
- 青森県県土整備部建築住宅課 TEL:017-734-9702
- 岩手県県土整備部建築住宅課 TEL:019-629-5955
- 宮城県土木部営繕課 TEL:022-211-3264
- 秋田県建設交通部営繕課 TEL:018-860-2582
- 山形県土木部建築住宅課 TEL:023-630-2645
- 福島県土木部建築領域営繕グループ TEL:024-521-7526
- 茨城県土木部営繕課 TEL:029-301-4546
- 栃木県土木部建築課 TEL:028-623-2516
- 群馬県県土整備局監理課建設政策室 TEL:027-226-3527
- 埼玉県都市整備部営繕課 TEL:048-830-5619
- 千葉県県土整備部営繕課企画調整室 TEL:043-223-3216
- 東京都財務局建築保全部技術管理課 TEL:03-5388-2811
- 神奈川県県土整備部営繕計画課 TEL:045-210-6580
- 新潟県土木部都市局営繕課 TEL:025-280-5446
- 富山県土木部営繕課 TEL:076-444-3362
- 石川県土木部営繕課 TEL:076-225-1781
- 福井県土木部営繕課 TEL:0776-20-0510
- 山梨県総務部営繕課 TEL:055-223-1400
- 長野県住宅部施設課 TEL:026-235-7342
- 岐阜県都市建築部公共建築住宅課 TEL:058-272-1111(3663)
- 静岡県総務部企画監(営繕) TEL:054-221-3092
- 愛知県建設部建築担当局公共建築課 TEL:052-961-2111(2851)
- 三重県総務部営繕室 TEL:059-224-2156
- 滋賀県土木交通部建築課 TEL:077-528-4251
- 京都府土木建築部営繕課 TEL:075-414-5376
- 大阪府住宅まちづくり部公共建築室 TEL:06-6944-6827
- 兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課 TEL:078-362-4364
- 奈良県土木部営繕課 TEL:0742-27-7596
- 和歌山県県土整備部都市住宅局企画保全室 TEL:073-441-3248
- 鳥取県総務部管財課営繕室 TEL:0857-26-7014
- 島根県総務部営繕課 TEL:0852-22-5223
- 岡山県土木部都市局建築営繕課 TEL:086-226-7509
- 広島県総務部財務局財産管理室 TEL:082-513-2311
- 山口県土木建築部建築指導課 TEL:083-933-3843
- 徳島県県土整備部営繕課 TEL:088-621-2606
- 香川県土木部建築課 TEL:087-832-3576
- 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課営繕室 TEL:089-912-2762
- 高知県土木部建築課 TEL:088-823-9870
- 福岡県建築都市部営繕課 TEL:092-643-3744
- 佐賀県土木部営繕課 TEL:0952-25-7166
- 長崎県土木部建築課 TEL:095-894-3095
- 熊本県土木部建築課営繕室 TEL:096-333-2539
- 大分県土木建築部施設整備課 TEL:097-506-4708
- 宮崎県土木部営繕課 TEL:0985-26-7548
- 鹿児島県土木部建築課営繕室 TEL:099-286-3715
- 沖縄県土木建築部施設建築課 TEL:098-866-2416

## 都道府県関係法人

- (財)山形県建設技術センター 事業部事業第2課 TEL:023-631-1142
- (財)宮城県建築住宅センター 建築部建築課 TEL:022-262-0378
- (財)福島県建設技術センター 建設部(建築・建設事業相談担当) TEL:024-522-5136
- (財)茨城県建設技術公社 技術部建築課 TEL:029-246-1141
- (財)栃木県建設総合技術センター 建築部建築課 TEL:028-626-3188
- (財)新潟県建設技術センター 技術部 TEL:025-267-4810
- (財)岐阜県建設研究センター 調査部調査課 TEL:058-277-1058
- 岐阜県住宅供給公社 住宅部住宅課 TEL:058-277-1053
- 愛知県住宅供給公社 事業課 TEL:052-954-1354
- (財)静岡県建築住宅まちづくりセンター 公共工事支援センター TEL:054-202-5572
- (財)福井県建設技術公社 総務課建築グループ TEL:0776-20-0392
- (財)三重県建設技術センター 企画・支援室 TEL:059-229-5623
- (社)岡山県設備設計事務所協会 事務局 TEL:086-232-0248
- (財)福岡県建設技術情報センター 営繕指導課 TEL:092-947-2493
- (財)宮崎県建設技術推進機構 建築課 TEL:0985-20-1830
- (財)鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部建築課 TEL:099-224-4549
- 沖縄県住宅供給公社 総務部事業企画課 TEL:098-858-1300

※ 全国営繕主管課長会議とは、国土交通省官庁営繕部と都道府県及び政令市を構成員とする官公庁施設の営繕及び保全指導の適正かつ円滑な実施に資することを目的として、建築技術等に共通する重要な諸問題について協議するために設置された会議です。